

新旧対照表

○特定民間再開発事業の用に供する土地建物等の譲渡所得課税の特例に係る特定民間再開発事業認定事務及び地区外転出事情認定事務施行細則

新	旧
<p>特定民間再開発事業の用に供する土地建物等の譲渡所得課税の特例に係る特定民間再開発事業認定事務及び地区外転出事情認定事務施行細則 昭和六十年三月八日 規則第九号</p>	<p>特定民間再開発事業の用に供する土地建物等の譲渡所得課税の特例に係る特定民間再開発事業認定事務及び地区外転出事情認定事務施行細則 昭和六十年三月八日 規則第九号</p>
<p>改正 平成二年四月二〇日規則第 平成四年四月七日規則第 三八号 六三号 平成二年三月二四日規則第 平成三年一月五日規則第 二七号 三号 平成五年七月一日規則第 平成五年一〇月一七日規則第 一〇九号 一二五号 平成七年三月七日規則第 平成七年四月一日規則第 二五号 一〇四号 平成九年一月一六日規則第 平成四年三月二七日規則第 三号 二二号 平成二八年三月二一日規則第 平成三〇年三月二三日規則第 四三号 一八号</p>	<p>改正 平成二年四月二〇日規則第 平成四年四月七日規則第 三八号 六三号 平成二年三月二四日規則第 平成三年一月五日規則第 二七号 三号 平成五年七月一日規則第 平成五年一〇月一七日規則第 一〇九号 一二五号 平成七年三月七日規則第 平成七年四月一日規則第 二五号 一〇四号 平成九年一月一六日規則第 平成四年三月二七日規則第 三号 二二号 平成二八年三月二一日規則第 平成三〇年三月二三日規則第 四三号 一八号</p>
<p>特定民間再開発事業の用に供する土地建物等の譲渡所得課税の特例に係る特定民間再開発事業認定事務及び地区外転出事情認定事務施行細則 (趣旨)</p>	<p>特定民間再開発事業の用に供する土地建物等の譲渡所得課税の特例に係る特定民間再開発事業認定事務及び地区外転出事情認定事務施行細則 (趣旨)</p>
<p>第一条 この規則は、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「政令」という。）第二十五条の四第二項及び第十七項の規定による認定並びに現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号。以下「改正法」という。）附則第三十五条第六項、第五十六条第四項及び第七十一条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧政令」という。）第二十五条の四第二項及び第十六項、第三十九条の七第九項及び第十一項並びに第三十九条の百六第二項及び第四項の規定による認定の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第一条 この規則は、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「政令」という。）第二十五条の四第二項及び第十七項の規定による認定並びに現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号。以下「改正法」という。）附則第三十五条第六項、第五十六条第四項及び第七十一条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧政令」という。）第二十五条の四第二項及び第十六項、第三十九条の七第九項及び第十一項並びに第三十九条の百六第二項及び第四項の規定による認定の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

一部改正〔平成四年規則六三号・一五年一〇九号・一二五号・二四
年二二号・三〇年一八号〕

(特定民間再開発事業認定の申請手続)

第二条 政令第二十五条の四第二項の規定による認定又は改正法附則第三十五
条第六項、第五十六条第四項若しくは第七十二条第四項の規定によりなお従
前の例によることとされる旧政令第二十五条の四第二項、第三十九条の七第
九項若しくは第三十九条の百六第二項の規定による認定（以下「特定民間再
開発事業認定」という。）を受けようとする者は、特定民間再開発事業認定
申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 特定民間再開発事業（以下「本事業」という。）の施行地区内の土地所
有者又は借地権者の本事業に対する同意書（土地所有者又は借地権者の署
名押印があるものに限り、施行地区内の土地に係る所有権又は借地権を共
有することとなる者の同意書にあつてはその者が当該共有に関し同意して
いることが明らかであるものとする。）

二 本事業の施行地区に係る土地及び建物の登記事項証明書（借地権につい
て登記がされていない場合においては、借地権設定契約書等借地権が存す
ることを証する書面）

三 本事業の施行地区の付近見取図（方位、道路、目標となる地物等を含む
もの）で縮尺二千五百分の一以上であるもの

四 各敷地の区分及び各建物の位置を記載した図面で縮尺千分の一以上であ
るもの

五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は第六条の
二第一項の規定による確認済証（同法第十八条第三項の規定による確認済
証を含む。）の写し

六 本事業に係る中高層耐火建築物の配置設計図で縮尺五百分の一以上であ
るもの

七 本事業の施行地区内にある都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四
条第六項に規定する都市計画施設又は建築基準法施行令（昭和二十五年政
令第三百三十八号）第二百二十六条第一項に規定する空地の位置及び規模を
記載した図面で縮尺五百分の一以上であるもの

八 本事業の施行地区が都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区
計画の区域（同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法
第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地

一部改正〔平成四年規則六三号・一五年一〇九号・一二五号・二四
年二二号・三〇年一八号〕

(特定民間再開発事業認定の申請手続)

第二条 政令第二十五条の四第二項の規定による認定又は改正法附則第三十五
条第六項、第五十六条第四項若しくは第七十二条第四項の規定によりなお従
前の例によることとされる旧政令第二十五条の四第二項、第三十九条の七第
九項若しくは第三十九条の百六第二項の規定による認定（以下「特定民間再
開発事業認定」という。）を受けようとする者は、特定民間再開発事業認定
申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 特定民間再開発事業（以下「本事業」という。）の施行地区内の土地所
有者又は借地権者の本事業に対する同意書（土地所有者又は借地権者の署
名押印があるものに限り、施行地区内の土地に係る所有権又は借地権を共
有することとなる者の同意書にあつてはその者が当該共有に関し同意して
いることが明らかであるものとする。）

二 本事業の施行地区に係る土地及び建物の登記事項証明書（借地権につい
て登記がされていない場合においては、借地権設定契約書等借地権が存す
ることを証する書面）

三 本事業の施行地区の付近見取図（方位、道路、目標となる地物等を含む
もの）で縮尺二千五百分の一以上であるもの

四 各敷地の区分及び各建物の位置を記載した図面で縮尺千分の一以上であ
るもの

五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は第六条の
二第一項の規定による確認済証（同法第十八条第三項の規定による確認済
証を含む。）の写し

六 本事業に係る中高層耐火建築物の配置設計図で縮尺五百分の一以上であ
るもの

七 本事業の施行地区内にある都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四
条第六項に規定する都市計画施設又は建築基準法施行令（昭和二十五年政
令第三百三十八号）第二百二十六条第一項に規定する空地の位置及び規模を
記載した図面で縮尺五百分の一以上であるもの

八 本事業の施行地区が都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区
計画の区域（同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法
第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地

域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域又は同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内である場合には、同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画の写し及び建築基準法第六十八条の二第一項の規定による条例の写し

九 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める図書

一部改正〔平成二年規則三八号・四年六三号・一二年二七号・一五年一〇九号・一二五号・一七年二五号・二四年二二二号・三〇年一八号〕

（地区外転出事情認定の申請手続）

第三条 政令第二十五条の四第十七項の規定による認定又は改正法附則第三十五条第六項、第五十六条第四項若しくは第七十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる旧政令第二十五条の四第十六項、第三十九条の七第十一項若しくは第三十九条の百六第四項の規定による認定（以下「地区外転出事情認定」という。）を受けようとする者は、地区外転出事情認定申請書（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、政令第二十五条の四第十七項に規定する事情によるもの又は旧政令第二十五条の四第十六項第一号に規定する事情によるものにあつては第一号に掲げる書類、同項第二号又は旧政令第三十九条の七第十一項若しくは第三十九条の百六第四項に規定する事情によるものにあつては第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 戸籍謄本、住民票、身体障害者手帳その他申請者等の年齢又は身体上の障害を証する書類

二 従前の事業に係る許可証又はその写し及び登記事項証明書その他従前の事業の概要を記載した書類

一部改正〔平成四年規則六三号・一五年一〇九号・一二五号・一七年二五号・二四年二二二号・三〇年一八号〕

（原本の提示）

第四条 知事は、特定民間再開発事業認定又は地区外転出事情認定をしようとする

域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域又は同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内である場合には、同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画の写し及び建築基準法第六十八条の二第一項の規定による条例の写し

九 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める図書

一部改正〔平成二年規則三八号・四年六三号・一二年二七号・一五年一〇九号・一二五号・一七年二五号・二四年二二二号・三〇年一八号〕

（地区外転出事情認定の申請手続）

第三条 政令第二十五条の四第十七項の規定による認定又は改正法附則第三十五条第六項、第五十六条第四項若しくは第七十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる旧政令第二十五条の四第十六項、第三十九条の七第十一項若しくは第三十九条の百六第四項の規定による認定（以下「地区外転出事情認定」という。）を受けようとする者は、地区外転出事情認定申請書（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、政令第二十五条の四第十七項に規定する事情によるもの又は旧政令第二十五条の四第十六項第一号に規定する事情によるものにあつては第一号に掲げる書類、同項第二号又は旧政令第三十九条の七第十一項若しくは第三十九条の百六第四項に規定する事情によるものにあつては第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 戸籍謄本、住民票、身体障害者手帳その他申請者等の年齢又は身体上の障害を証する書類

二 従前の事業に係る許可証又はその写し及び登記事項証明書その他従前の事業の概要を記載した書類

一部改正〔平成四年規則六三号・一五年一〇九号・一二五号・一七年二五号・二四年二二二号・三〇年一八号〕

（原本の提示）

第四条 知事は、特定民間再開発事業認定又は地区外転出事情認定をしようとする

する場合において、必要があると認めるときは、当該認定を申請した者（以下「申請者」という。）に、確認済証等の原本の提示を求めることができる。

一部改正〔平成二年規則三八号・一二年二七号〕

（特定民間再開発事業認定の基準）

第五条 知事は、特定民間再開発事業認定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定をしないものとする。

- 一 当該申請の手続がこの規則に違反していると認めるとき。
- 二 当該申請に係る事業の内容が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄の規定（この規定による政令及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号。以下「省令」という。）の規定を含む。）による事業の要件又は改正法附則第三十五条第六項、第五十六条第四項若しくは第七十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄、第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄若しくは第六十八条の七十八第一項の表の第十二号の上欄の規定

（これらの規定による旧政令及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第三十五号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧省令」という。）の規定を含む。）による事業の要件に適合しないと認めるとき。

一部改正〔平成四年規則六三号・一二年二七号・一五年一二五号・一九年三号・二四年二二号〕

（地区外転出事情認定の基準）

第六条 知事は、地区外転出事情認定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定をしないものとする。

- 一 当該申請の手続がこの規則に違反していると認めるとき。
- 二 当該申請に係る地区外転出事情が法第三十七条の五第五項の規定（この規定による政令及び省令の規定を含む。）による特別な事情又は改正法附則第三十五条第六項、第五十六条第四項若しくは第七十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第三十七条の五第五項、第六十五条の七第一項の表の第十二号の下欄若しくは第六十八条の七十八第一項の表の第十二号の下欄の規定（これらの規定による旧政令及び旧省令の規定を含む。）による特別な事情に適合しないと認めるとき。

する場合において、必要があると認めるときは、当該認定を申請した者（以下「申請者」という。）に、確認済証等の原本の提示を求めることができる。

一部改正〔平成二年規則三八号・一二年二七号〕

（特定民間再開発事業認定の基準）

第五条 知事は、特定民間再開発事業認定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定をしないものとする。

- 一 当該申請の手続がこの規則に違反していると認めるとき。
- 二 当該申請に係る事業の内容が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄の規定（この規定による政令及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号。以下「省令」という。）の規定を含む。）による事業の要件又は改正法附則第三十五条第六項、第五十六条第四項若しくは第七十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄、第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄若しくは第六十八条の七十八第一項の表の第十二号の上欄の規定

（これらの規定による旧政令及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第三十五号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧省令」という。）の規定を含む。）による事業の要件に適合しないと認めるとき。

一部改正〔平成四年規則六三号・一二年二七号・一五年一二五号・一九年三号・二四年二二号〕

（地区外転出事情認定の基準）

第六条 知事は、地区外転出事情認定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定をしないものとする。

- 一 当該申請の手続がこの規則に違反していると認めるとき。
- 二 当該申請に係る地区外転出事情が法第三十七条の五第五項の規定（この規定による政令及び省令の規定を含む。）による特別な事情又は改正法附則第三十五条第六項、第五十六条第四項若しくは第七十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第三十七条の五第五項、第六十五条の七第一項の表の第十二号の下欄若しくは第六十八条の七十八第一項の表の第十二号の下欄の規定（これらの規定による旧政令及び旧省令の規定を含む。）による特別な事情に適合しないと認めるとき。

一部改正〔平成二年規則三八号・四年六三号・一二年二七号・一五年一二五号・一九年三号・二四年二二二号〕

(認定済証の交付)

第七条 知事は、特定民間再開発事業認定又は地区外転出事情認定を行つた場合においては、申請者に対してそれぞれ特定民間再開発事業認定済証（別記第三号様式）又は地区外転出事情認定済証（別記第四号様式）を交付するものとする。

(認定しない旨の通知)

第八条 知事は、第五条又は第六条の規定により認定をしない場合においては、その旨を通知書（別記第五号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第九条 申請者は、知事が認定をする前に、当該申請を取下げようとするときは、取下げ届（別記第六号様式）により知事に届け出なければならない。

(申請書等の提出部数)

第十条 この規則の規定による特定民間再開発事業認定申請書又は地区外転出事情認定申請書及びこれらの添付図書の提出部数は、それぞれ正本一部及び副本二部とする。ただし、事業の施行地区が二以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該市町村の数に一を加えた数とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年四月二十日規則第三十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年四月七日規則第六十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日規則第二十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年一月五日規則第三号）

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

一部改正〔平成二年規則三八号・四年六三号・一二年二七号・一五年一二五号・一九年三号・二四年二二二号〕

(認定済証の交付)

第七条 知事は、特定民間再開発事業認定又は地区外転出事情認定を行つた場合においては、申請者に対してそれぞれ特定民間再開発事業認定済証（別記第三号様式）又は地区外転出事情認定済証（別記第四号様式）を交付するものとする。

(認定しない旨の通知)

第八条 知事は、第五条又は第六条の規定により認定をしない場合においては、その旨を通知書（別記第五号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第九条 申請者は、知事が認定をする前に、当該申請を取下げようとするときは、取下げ届（別記第六号様式）により知事に届け出なければならない。

(申請書等の提出部数)

第十条 この規則の規定による特定民間再開発事業認定申請書又は地区外転出事情認定申請書及びこれらの添付図書の提出部数は、それぞれ正本一部及び副本二部とする。ただし、事業の施行地区が二以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該市町村の数に一を加えた数とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年四月二十日規則第三十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年四月七日規則第六十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日規則第二十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年一月五日規則第三号）

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十五年七月十一日規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十五年十月十七日規則第二百二十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月七日規則第二十五号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十七年四月一日規則第四百号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年一月十六日規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十七日規則第二十二号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の特定民間再開発事業の用に供する土地建物等の譲渡所得課税の特例に係る特定民間再開発事業認定事務及び地区外転出事情認定事務施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十八年三月三十一日規則第四十三号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十三日規則第十八号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第一号様式の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

別 記

第一号様式

(第二条第一項)

一部改正〔平成2年規則38号・4年63号・12年27号・15年109号・125号・17年25号・19年3号・24年22号・30年18号〕

第二号様式

附 則 (平成十五年七月十一日規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十五年十月十七日規則第二百二十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年三月七日規則第二十五号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十七年四月一日規則第四百号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年一月十六日規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十七日規則第二十二号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の特定民間再開発事業の用に供する土地建物等の譲渡所得課税の特例に係る特定民間再開発事業認定事務及び地区外転出事情認定事務施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十八年三月三十一日規則第四十三号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十三日規則第十八号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第一号様式の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

別 記

第一号様式

(第二条第一項)

一部改正〔平成2年規則38号・4年63号・12年27号・15年109号・125号・17年25号・19年3号・24年22号・30年18号〕

第二号様式

<p>(第三条第一項)</p> <p>一部改正〔平成4年規則63号・12年27号・15年109号・125号・24年22号・30年18号〕</p> <p>第三号様式</p> <p>(第七条)</p> <p>一部改正〔平成4年規則63号・12年27号・15年109号・125号・19年3号・24年22号〕</p> <p>第四号様式</p> <p>(第七条)</p> <p>一部改正〔平成4年規則63号・12年27号・15年109号・125号・24年22号・30年18号〕</p> <p>第五号様式</p> <p>(第八条)</p> <p>一部改正〔平成13年規則3号・17年104号・28年43号〕</p> <p>第六号様式</p> <p>(第九条)</p>	<p>(第三条第一項)</p> <p>一部改正〔平成4年規則63号・12年27号・15年109号・125号・24年22号・30年18号〕</p> <p>第三号様式</p> <p>(第七条)</p> <p>一部改正〔平成4年規則63号・12年27号・15年109号・125号・19年3号・24年22号〕</p> <p>第四号様式</p> <p>(第七条)</p> <p>一部改正〔平成4年規則63号・12年27号・15年109号・125号・24年22号・30年18号〕</p> <p>第五号様式</p> <p>(第八条)</p> <p>一部改正〔平成13年規則3号・17年104号・28年43号〕</p> <p>第六号様式</p> <p>(第九条)</p>
---	---